

第12章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

平成17年7月8日に銀行等による保険募集について、保険商品の範囲の拡大をするにあたり、弊害防止措置の強化等への対応から、事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊:保険会社関係)」)の改正を公表した。

事務ガイドラインは、監督に関する事務について、財務局及び金融庁担当課室向けに、行政の統一的な運営を図ることを目的に策定されたものであったが、新たに同年8月12日に保険監督の目的などの基本的考え方、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等を確保していく為の監督上の評価項目、保険商品審査上の留意点等について、従来の事務ガイドラインをベースに、体系的に整理した「保険会社向けの総合的な監督指針」を策定・公表した。保険会社は、顧客利便の向上、顧客保護を図る観点から、自己責任原則に基づく適切な経営管理の下で、財務の健全性の確保、コンプライアンス等業務の適切性の確保が求められていることから、本監督指針に基づき、当局として適時適切に監督上の措置を講じてきたところである。

その後、保険会社向けの総合的な監督指針は次のとおり、順次改正、公表を行ってきた。

18年2月13日に保険商品の価格の弾力化を促進するため「保険料のうち保険数理に直接よらない部分の商品審査の簡素化等」にかかる改正を公表。

同年2月28日に保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方の観点から「保険契約の販売・勧誘時の重要事項の明確化等」にかかる改正を公表。

同年3月31日に保険会社の取締役の資質規定(Fit and Proper原則)を新たに追加、公表。

同年3月31日に保険業法の改正を受けて同年4月1日から新たに保険業法の適用を受ける少額短期保険業者に対する監督指針を、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として策定・公表。

同年4月14日に損害保険会社におけるIBNR備金のより精度の高い見積もりを行うこと等から「損害保険会社におけるIBNR備金の新たな積立ルール及び保険計理人の確認業務の強化等」による改正を公表。

同年4月28日に第三分野の適切なりスク管理が行われ、将来の債務履行のための積立が可能となるよう「第三分野保険の責任準備金等ルールの整備」にかかる改正を公表。

同年5月1日に会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴い、規定の整理、用語の整理等にかかる改正を公表。

同年6月2日に保険金等支払管理全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のため「保険会社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点の明確化等」にかかる改正を公表。

第2節 保険会社の平成17年度決算概況

生命保険会社（資料12-2-1参照）

1. 損益の状況

死亡保障から生存保障へ契約者のニーズがシフトしている中、死亡保障にかかる保有契約は減少傾向が続いている。

一方、資産運用の改善、第三分野商品や年金商品への積極的取組み、事業費の削減等により収益面が改善され、当期純利益は9,459億円となり、増益（8.8%）となった。

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益は、いわゆる逆ざや（8,214億円）を補った上で、なお全社計で2.6兆円の黒字が確保されている。

また、有価証券の含み益は、株価の上昇により増加（75.5%）し、全体で15.9兆円となっている。

2. ソルベンシー・マージン比率の状況

各社のソルベンシー・マージン比率は、内部留保の積増しや有価証券の含み益の増加により、前年を上回る水準にあるとともに、いずれの会社においても監督上の基準値である200%を上回っている。

損害保険会社（資料12-2-2参照）

1. 損益の状況

近年、保険料収入の伸びの鈍化といった厳しい経営環境が続いてきたが、平成17年度決算においては、正味収入保険料は火災保険が増収となったこと、主力の自動車保険において単価に下げ止まりの傾向が見られること等により、77,065億円（対前年度比1.2%）と微増に転じた。

一方、支出については、前年度に比べ台風の上陸が大幅に減少し、自然災害に係る支出の減少から、正味支払保険金が43,096億円（対前年度比3.5%）と減少し、保険引受利益は154億円（前年度683億円）経常利益は4,830億円（対前年度比19.5%）、当期利益は2,996億円（対前年度比20.0%）と大幅に改善した。

2. ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、株価上昇による含み益の増加を主因に上昇しており、前年度に引続き、監督上の基準値である200%を上回っている。

第3節 保険会社の再編

概要(資料12-3-1~5参照)

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等の構想が発表され、保険業界の再編の動きが現出してきている。

なお、平成18年6月末現在における会社数は、生命保険会社34社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社26社、外国損害保険会社等22社、保険持株会社4社である。

主要会社の合併等

1. 平成17年7月以降、以下の合併等が行われた。

(1) 生命保険会社の合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>アクサ生命保険(株)</u> アクサグループライフ生命保険(株)	アクサ生命保険(株)	17年10月1日

(注) 下線のある会社が存続会社

(2) 損害保険会社の合併

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
<u>(株)損害保険ジャパン</u> (株)損害保険ジャパン・フィナンシャルギャランティー	(株)損害保険ジャパン	17年7月1日

(注) 下線のある会社が存続会社

2. 上記のほか、以下のような合併等が発表されている。

エイアイジー・スター生命保険(株)、A I Gエジソン生命保険(株)

平成19年度までに合併することを発表(新会社名：A I G生命保険(株)(予定))

新規参入について

平成 17 年 7 月以降、以下の保険会社に免許を付与した。

免許保険会社名	免 許 日	免許の種類
ゼネラル・エレクトリック・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション (現ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション)	17 年 8 月 10 日	外国損害保険業

第4節 保険会社に対する行政処分について

保険会社に対する行政処分については、法令違反行為等が認められた場合には、保険契約者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成17年7月以降の行政処分の状況については、国内の保険会社延べ30社（うち生命保険会社1社、損害保険会社延べ29社）に対し行政処分を行った。

生命保険会社1社に対する行政処分については、基礎書類違反（事業方法書・普通保険約款に定めた保険金等の支払事由の適用違反）保険業法第300条違反（不適切な保険募集行為）業務改善命令への対応遅延並びに保険金等支払管理態勢、法令等遵守態勢及び内部管理態勢に重大な問題などが認められたため、業務の一部停止命令及び業務改善命令を行った。

損害保険会社に対する行政処分については、付随的な保険金の支払漏れが判明した26社に対して、経営管理（ガバナンス）態勢や内部管理態勢の欠陥といった構造的な問題が共通して認められたため、業務改善命令を行った他、利用者保護・利用者利便に欠ける業務運営、経営管理態勢及び事務リスク管理態勢の不備等の問題が認められた1社に対して業務改善命令を行った。また、付随的な保険金の更なる支払漏れ、受託する生命保険の募集行為における法令違反、顧客の名前の印鑑の不正使用した法令違反等の問題が認められた1社に対して、業務の一部停止命令及び業務改善命令を行った他、医療保険等の第三分野商品の多数の保険金の不適切な不払い、付随的な保険金等の更なる支払漏れ等の問題が認められた1社に対して、業務の一部停止命令及び業務改善命令を行った。

第5節 新たな課題への対応

少額短期保険業者への対応について

1．少額短期保険業者向けの監督指針の策定（資料12-5-1参照）

平成18年4月1日から新たな保険契約者等の保護の施策として「少額短期保険業」制度が導入されることに伴い、監督当局（金融庁及び各財務局）がどのような視点に立って対応していくかを保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置づけ、体系的に整備し、同年2月24日に公表し、パブリックコメントに付したうえで「少額短期保険業者向けの監督指針」を取りまとめ、同年3月31日付で各財務局に対し発出したところである。

具体的には、経営管理、財務の健全性、業務の適切性といった監督上の評価項目について、それぞれ着眼点等を記載するとともに、業者の登録事務等は各財務局において対応することから、事務処理上の留意点等を記載している。

2．監督対応の基本的な考え方

少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、全ての着眼点を一律に求めることなく、特に財務の健全性、業務の適切性を確保するための態勢面に係る着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することとし、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮することとしている。

3．保険契約者等への注意喚起

根拠法のない共済の契約者等に対し、少額短期保険業制度の概要及び保険契約等に当たっての注意点等をQ&A形式で当庁のホームページ上に公開し、注意喚起を図った。

4．少額短期保険業制度の周知

既存の根拠法のない共済業者等に対する少額短期保険業制度の周知について、政府広報による新聞公告、書籍等を活用して、積極的に展開することとしている。

第三分野保険に係る責任準備金積立ルール・事後検証等について（資料12-5-2参照）

第三分野保険は、医療政策等の外的要因等の影響を受けやすく長期的に見て不確実な側面を否定できないと言われているが、保険商品の内容が多種多様であり十分なデータの蓄積もないことから、公的なデータや各社の実績等から給付事由ごとその発生率を見込まざるを得ず、発生率の事後検証の方法、検証後の対応については、各社の判断に委ねられているのが現状である。

そこで、保険会社において適切にリスク管理が行われ、将来の債務履行のため必要な積立が可能となるよう、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」の検討結果や関係各方面の意見等を参考として、第三分野保険の保険事故発生率に焦点を当てた「ストレステスト」「負債十分性テスト」の実施により責任準備金の十分な積立水準を確保する新たな事後検証の仕組みの導入を柱とした積立ルール等を整備し、平成19年度（一部平成18年度）より適用を開始することとした。

保険会社における保険金等支払管理態勢の整備について

平成17年には、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや、損害保険会社における付随的な保険金の支払漏れといった問題が発生したことから、生命保険会社に対しては同年7月26日、損害保険会社に対しては同年9月30日に、それぞれ一斉報告徴求を行ったところである。

その中で把握された問題の分析結果及びさまざまな分野における問題点を整理した上で、各社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点について、18年6月2日に「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下、監督指針）の改正を行い、その明確化を図ることとした。

具体的な改正の内容としては、保険金等支払管理全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、

- 保険金等支払いに係る取締役等の認識及び取締役会等の役割、
- 保険金等支払いに関与する管理者の認識及び役割、
- 支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上、
- 関連部門との連携、
- 支払管理部門における態勢整備、
- 内部監査、
- 監査役監査、

の各項目に区分して、それぞれの着眼点を明確化するとともに、その他所要の改正を行ったものである。

適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、このような監督指針の趣旨も踏まえた、適切な支払管理態勢の構築が求められている。

保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方について（資料12-5-3参照）

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等の指摘がなされていることを踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、専門的・実務

的に上記の指摘に対応するため、有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し（平成 17 年 4 月 1 日～18 年 6 月 15 日まで、計 28 回の会合を開催）保険等の販売・広告等における顧客説明のあり方に関する以下のような項目の検討を順次行ってきたところであり、それぞれの項目について論点整理をとりまとめ公表した。

保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方（中間論点整理を 17 年 7 月 8 日に公表）

適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方（中間論点整理を 18 年 3 月 1 日に公表）

ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方（最終報告を同年 6 月 18 日に公表）

本検討チームでなされた提言のうち、主なものは以下のとおりである。

特に説明すべき重要事項を「契約概要」、「注意喚起情報」として整理し、顧客に提供すること

消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項をわかりやすくまとめた「購入者手引」を作成すること

購入しようとする保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面としての「意向確認書面」の作成及び交付・保存

ニーズに合致した商品選択に資する比較情報の提供が行われるような環境整備を図るための方策（比較情報提供の留意点等の明確化、契約概要に関する開示等）

については、同年 2 月 28 日に「契約概要」、「注意喚起情報」に記載すべき事項の枠組み、及びそれらの記載方法、説明方法等について明確化を図るために「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行ったところである。また、これと同時に、保険商品の広告表示等について、各保険会社における広告審査体制の一層の充実を促すため、内部規定の策定等に関する留意点を追加する等の改正も行っている。

なお、 に関しては、生命保険文化センター及び日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」が同年 1 月 23 日に公表されている。

損害保険会社等における I B N R 備金の積立ルール整備等について

損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金（以下「I B N R 備金」という。）については、これまでの告示に基づく算出方法では、事故発生から保険金支払までに極めて長期間を要するいわゆるロングテールの保険商品について十分に捕捉できないという問題があり、こうした保険商品については、事故年度別の発生保険金データの統計的分析を基礎とした保険数理に基づくより精緻な計算が求められている。また、損害保険会社等における責任準備金等の適正・妥当な見積もり等が重要となってきたことから、保険計理人の関与・確認業務を強化することが必要となっている。このため、平成 18 年 4

月に 関係府令等の改正を実施し、18 年度決算から適用することとした。

- 1．損害保険会社等における新たな I B N R 備金積立ルールの整備
積立対象を地震保険、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）を除くすべての保険契約に拡大する。
ロングテイルで重要性のある保険契約については、統計的見積法により I B N R 備金を積み立てる。
- 2．損害保険会社等の保険計理人の関与・確認業務の強化
関与・確認の対象契約を地震保険、自賠責保険を除くすべての保険契約に拡大し、I B N R 備金の適正な積み立てについても新たに確認業務に追加する。
- 3．保険計理人の選任を要する損害保険会社等の拡大
選任を要する損害保険会社等を原則としてすべての損害保険会社等に拡大する（地震保険、自賠責保険のみを取り扱う損害保険会社等は除く）
- 4．保険計理人の資格要件の強化
資格要件を、日本アクチュアリー会正会員であり、かつ、一定以上の実務経験を有することとする。

保険商品の価格の弾力化について

保険会社の経営効率化への取組み等の経営努力を保険料に適時適切に反映させる観点から、保険料のうち保険数理に直接よらない部分を中心に商品審査を簡素化するとともに、事業費に関する充実したモニタリングを行うことにより、監督の実効性の向上を図り、保険料の合理性・妥当性・公平性を確保した上で、保険商品の価格の弾力化を促進することとした。このため、保険業法施行規則、保険会社向けの総合的な監督指針の一部を以下のとおり改正を行い、平成 18 年 4 月 1 日より施行することとしたもの。

- 1．保険料のうち保険数理に直接よらない部分の商品審査の簡素化
算出方法書の記載事項より、予定事業費率に関する事項を削除し、予定事業費に係る具体的詳細な記述を求めないものとした。
なお、保険業法第 5 条第 1 項第 4 号(保険料における不当な差別的取扱いの禁止)、同第 300 条第 1 項第 5 号(その他特別の利益の提供の禁止)の規定は従来通り適用されることを監督指針において確認的に記載した。

(注) モニタリングについては、事業費の実績と保険料の関係を把握するため商品別等に細分化した定期報告を別途保険会社より徴求する。

2．その他の簡素化

事業方法書の記載事項について、監督の実効性を踏まえつつ、真に必要なものに限定したもの。